平成２１年（フ）第２４４号
富山県氷見市湖光290番地５
債務者　宮澤　勝則
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５９１号
金沢市古府町南878番地　古南荘５号、従前の住所金沢市畝田中１丁目15番地
債務者　矢島　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６０１号
金沢市石引２丁目６番７号、従前の住所金沢市増泉３丁目６番15号
債務者　福田　美彩
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
石川県白山市宮永市町475番地１
債務者　小杉　敏則
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６３３号
名古屋市港区辰巳町35番20号　ソレイユ東海通406号
債務者　後藤　沙樹
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３４５号
愛知県常滑市明和町３丁目３番地の１、申立時の住所名古屋市天白区土原４丁目209番地
債務者　大竹　純代
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４６号
愛知県海部郡美和町大字木田字加瀬75番地２　サンステイ協和１－Ｂ
債務者　北川　里美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１５９号
愛知県春日井市上条町１丁目90番地２　リリーハイツ春日井105号
債務者　嘉津山里美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８号
大津市春日町５番６号
債務者　谷口　祐子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６４号
大津市二本松５番11号プルミエールトート201、住民票上の住所大津市本堅田６丁目18番６号
債務者　後口寺愛花
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４１号
大津市大江２丁目26番26号
債務者　福井　友也
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９５号
滋賀県守山市伊勢町411番地１　サンハイム伊勢Ｃ－202号
債務者　中野　絵里
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０３号
滋賀県守山市守山５丁目１番７号
債務者　奥田　博子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０５号
大津市本堅田６丁目32番10号、前住所大津市堅田１丁目14番７号
債務者　清水設備こと　清水　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２７号
大津市大石中１丁目２番６号
債務者　鶴田　美和
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３７号
滋賀県守山市播磨田町1423番地９
債務者　カーデコラこと　徳永　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３８号
滋賀県守山市播磨田町1423番地９
債務者　徳永　桂子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部